

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

| | |
|------------|--|
| 担 当 課 | 産業観光部 商工振興課 |
| 委託業務番号 | 令和4年度 長商第7号 |
| 委託業務名称 | 長浜駅周辺エリアマネジメント推進業務 |
| 委託業務場所 | 長浜市北船町(JR長浜駅周辺) |
| 業務の概要 | <p>長浜駅周辺エリアにおいて、再整備により完成した施設や既存施設を有効活用し、当該エリアに賑わいを創出するとともに、快適で利便性の高い空間を創造することを目的とする。</p> <p>(1) 長浜駅周辺駐車場における1時間完全無料サービスの実施 (2) 駐車場の定期利用の促進 (3) 賑わい創出イベントの企画、実施 (4) エリアマネジメント広告事業の実施 (5) 新たな取り組みの設計、試行 (6) 効果測定 (7) 調査・事業実施報告書の作成</p> |
| 履行期間 | 令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 |
| 契約年月日 | 令和4年4月1日(変更契約日:令和4年4月25日) |
| 契約額(税込) | 8,329,915円 |
| 契約の相手方 | <p>[所在地又は住所] 長浜市北船町3番24号</p> <p>[商号又は名称] えきまち長浜株式会社</p> |
| 契約相手方の選定理由 | <p>本業務は、長浜駅周辺駐車場の一元管理を継続し、さらなる利用促進を図るとともに、本市の新たな風物詩となるイベントの企画、実施やエリアマネジメント広告など、これまで検討してきた駅周辺エリアの活性化に資する事業を具体化するものである。</p> <p>えきまち長浜(株)は、長浜駅周辺エリアマネジメントを推進する主体として第3セクターとして設置をし、新たなまちづくりの担い手として、都市再生特別措置法に基づく都市再生推進法人に指定し公共的団体と位置付けしている。更に長浜駅周辺都市利便増進協定を締結し、同社は駅周辺施設を一体的に管理をしており、当該事業推進のための委託先は同社以外代替性がなく、随意契約するものです。</p> |
| 根拠規定 | <p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃貸料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p> |